

副本

平成31年(ワ)第3465号 国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇〇〇〇 ほか11名

被 告 国

答 弁 書

平成31年4月8日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所 渡邊宛て）

(電話 )

(FAX )

津 志 井 今 付 部

部 付 尾 江 雅 史

部 付 和 氣 礎

夏 千 邊 渡 官 務 訟

史 卓 川 関 官 務 訟

法務事務官 倉島大地

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局

純 田 秋 付 局

|                 |   |   |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|---|---|
| 局               | 付 | 周 | 藤 | 崇 | 久 |
| 民事法制管理官付法制第一係長  |   | 陶 | 山 | 敦 | 司 |
| 民事法制管理官付法制第一係主任 |   | 佐 | 藤 | 博 | 行 |

**第1 請求の趣旨に対する答弁**

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

**第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張**

追って準備書面において明らかにする。

以 上